令和2年第4回安城市議会定例会請願文書表

令和2年12月1日

番		号	請,	願第	5 3	6 5	클.	受理年月日	令和2年11月6日
件		願第	令和2年6月定例会において自治基本条例の品質改良(改正)を求める請願第4号を否決し、同年9月定例会にて自治基本条例の改正案を可決した 理由の説明を求める請願						
提	出	者	Щ	田	恵	美	子	他4名	
紹力	介 議	員	白	Щ	松	美			

請願の趣旨

以下、住民=地方自治法が定める住民、市民=自治基本条例が定義する市民とします。

総務企画常任委員会は、令和2年5月19日の委員会の部会において、本条例改正に向けた自治基本条例審議会の答申の説明を企画政策課から受け、これに対して、何ら疑問が出されることはなかった(①)、と聞いております。

その上で、6 月 18 日の同委員会は、本条例の品質改良(改正)を求める請願第4号を不採択(②)とし、その後、議会は、6 月 24 日の6 月定例会最終日において請願第4号を否決(②)しました。

このことから、審議会の答申を踏まえた上でも、改正は必要なし、と判断したことは明白です。

しかし、それからわずか3カ月後に、議会は、9月25日の9月定例会の最終日において、審議会答申に基づく改正案に賛成し、一転して可決(③)させました。

本条例施行後の10年間、市も議会も、全く改正の必要はないとして一文字も変えずにきましたし、市は社会情勢の変化があった場合に改正するといった趣旨の発言をしてきました。

さらに、今回改正された内容は、いままで、住民からの請願や白山松美議員が問題として 指摘し続けてきたものと同じ趣旨のものです。

議会が、本年6月まで改正の必要はないとしてきたものが、なぜわずか3カ月で判断が変わったのか、住民としては驚くと共に、理解も承服もしにくいものです。

①~③は、まさに破綻した論理構成のようです。

市は本条例を市の最高規範であり、なんと、市の憲法として、様々なメディアや媒体を使い、さんざん市民に理解させ浸透させようとしてきましたが、そのような安城市の重要な条例を、当市の住民でもない人を会長に据えた、わずか15人の審議会、しかも本条例第7条:市民参加の権利からは、ほど遠い、市の都合に合わせて作為的・恣意的な人選をした本条例違反、かつ諮問機関にすぎない審議会の答申に、議会はなぜ従うことになったのでしょうか。

しかも、住民における本条例の認知度は、市の調査によれば10%未満であることから、 当然、その答申は、大多数の住民の意思であるはずがありません。

市の最高規範、憲法、さらには理念とまでしてきた重要な自治基本条例における今回の 改正は、その過程や内容が、住民はもちろん、市民にほとんど説明されておらず、その過程 及び内容について住民として多くの疑問と共に理解は不可能です。

要

冒

請願事項

以下3つの事項について、自治基本条例第6条、第9条1、10条2、第11条、第24条2 と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5 等に従い、具体的、論理的、かつ合法的な説明を求めます。

要

- 審議会の答申内容の説明を議会が受けた後に議会が「改正の必要なし」としたものを、 わずか3カ月後に、なぜ審議会の答申に沿った改正案を可決する必要があったのでしょうか?
 - 令和2年6月から9月までの3カ月間に、どのような急変事態が生じたのでしょうか? 説明責任を果たしていただくことを求めます。
- 2 過去 10 年間にわたり問題として指摘されてきた本条例について、市や議会は「改正の 必要はない、適切である」としてきました。しかし、この 3 カ月間に、市としても、 議会としても、過去の認識を変えなければならなくなった社会情勢の変化等、その理由 は、いかなるものでしょうか?説明責任を果たしていただくことを求めます。
- 3 市の最高規範及び市の憲法としてきた最重要な条例であっても、いまだに市民の認知度 が低いままです。議会は、市も、なぜ、より多くの住民や市民の民意を、時間をかけて 確認しなかったのでしょうか?説明責任を果たしていただくことを求めます。

54

旨